

一、工場作業對策部 一、政治部 一、爭議部 一、組織部
 一、宣傳部 一、教育部 一、青年部 一、出版部 一、財務部
 一、文書部 一、人事相談部
 但し執行委員會の決議により本項の部門は之を増減合併する事を得
 第十四條 専門部會は執行委員會の委任事項の範圍内に於て決議執行し其部門
 長之を招集す

第四章 役員

第十五條 本組合に尤の役員を置く
 組合長一名 副組合長一名 主事一名 會計一名
 會計監查 若干名 専門部長 若干名 書記長一名 書記 若干名
 第十六條 組合長は本組合を代表し事務一切を統轄す
 副組合長は組合長を補佐し組合長事故あるときは之を代理す
 第十七條 主事は組合長の命により組合事務一切を處理す
 第十八條 會計は組合會計一切を擔當し其の責に任ず
 第十九條

第十六條 會計監查は組合會計を監督し幹事會の請求に應じ監査報告を發
 表す

第十七條 専門部長は第十三條第十四條所定の各部の事務を全擔處理す
 第十八條 書記長は組合長の命により組合書類一切を處理し其の責に任ず

第十九條 書記は書記長の命により組合文書の事務を全擔處理す
 組合員六十名迄 四名 組合員六十名以上九十名迄 四名
 組合員九十名以上一百名迄 四名 組合員一百名以上二百名迄 五名
 組合員二百名以上三百名迄 五名 組合員三百名以上四百名迄 五名
 組合員四百名以上五百名迄 五名 組合員五百名以上六百名迄 五名
 組合員六百名以上七百名迄 五名 組合員七百名以上八百名迄 五名
 組合員八百名以上九百名迄 五名 組合員九百名以上一千名迄 五名
 組合員一千名以上 五名

第二十條 執行委員は幹事五名に對し二名の割合に選出す
 但し幹事五名に對し二名の割合に選出す
 本組合の決議は萬場一致を以て原則とす
 但し出席委員三分の二以上の同意を得て採決する事を得

第二十一條 執行委員は幹事五名に對し二名の割合に選出す
 但し幹事五名に對し二名の割合に選出す
 本組合の決議は萬場一致を以て原則とす
 但し出席委員三分の二以上の同意を得て採決する事を得

第二十二條 執行委員は幹事五名に對し二名の割合に選出す
 但し幹事五名に對し二名の割合に選出す
 本組合の決議は萬場一致を以て原則とす
 但し出席委員三分の二以上の同意を得て採決する事を得

第二十三條 執行委員は幹事五名に對し二名の割合に選出す
 但し幹事五名に對し二名の割合に選出す
 本組合の決議は萬場一致を以て原則とす
 但し出席委員三分の二以上の同意を得て採決する事を得

第二十四條 執行委員は幹事五名に對し二名の割合に選出す
 但し幹事五名に對し二名の割合に選出す
 本組合の決議は萬場一致を以て原則とす
 但し出席委員三分の二以上の同意を得て採決する事を得

第二十五條 執行委員は幹事五名に對し二名の割合に選出す
 但し幹事五名に對し二名の割合に選出す
 本組合の決議は萬場一致を以て原則とす
 但し出席委員三分の二以上の同意を得て採決する事を得

第二十六條 執行委員は幹事五名に對し二名の割合に選出す
 但し幹事五名に對し二名の割合に選出す
 本組合の決議は萬場一致を以て原則とす
 但し出席委員三分の二以上の同意を得て採決する事を得

第二十七條 執行委員は幹事五名に對し二名の割合に選出す
 但し幹事五名に對し二名の割合に選出す
 本組合の決議は萬場一致を以て原則とす
 但し出席委員三分の二以上の同意を得て採決する事を得

第二十八條 執行委員は幹事五名に對し二名の割合に選出す
 但し幹事五名に對し二名の割合に選出す
 本組合の決議は萬場一致を以て原則とす
 但し出席委員三分の二以上の同意を得て採決する事を得